

# 社会福祉法人光明会役員報酬規程

平成12年8月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、当法人の役員の報酬について定めたものである。

2 この規程に定めない事項については、理事会においてその都度定め、評議員会の承認を得て決定する。

(役員の種類と適用範囲)

第2条 役員とは、理事会で選出された理事及び監事並びに評議員会で選出された評議員をいう。

(役員報酬の決定基準)

第3条 役員の報酬は、無報酬とする。ただし、法人運営に携わる理事長及び業務執行理事については、以下の報酬基準で支払うものとする。

(理事長及び業務執行理事報酬の表示)

第4条 理事長及び業務執行理事の報酬は、月額をもってこれを表示する。

(理事長及び業務執行理事の報酬の支払いと控除)

第5条 理事長及び業務執行理事の報酬の計算期間は、当月1日から当月末日とし、職員給与の支給日に支給する。

2 税金は、毎月の報酬から控除して支給する。

(理事長及び業務執行理事の初任報酬月額)

第6条 理事長及び業務執行理事の初任報酬月額は、次に掲げる役位別の基本報酬月額とする。

理事長 11等級 1号の基本給相当額

業務執行理事 10等級 1号の基本給相当額

2 基本報酬月額の基準となる給号の額は、理事長及び業務執行理事の基本給月額表を基準にして別に定める。

(報酬額の改訂)

第7条 役員の報酬額は、一般職員の賃金との均衡を考慮して改訂する。

この規程は、平成29年6月5日より施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月20日より施行する。